

# 平成23年度住民出資型太陽光発電 導入方策検討報告書(案)

あわじ環境未来島構想推進協議会

住民出資型太陽光発電導入方策検討部会

## 平成23年度住民出資型太陽光発電導入方策検討報告書目次（案）

|     |                        |    |
|-----|------------------------|----|
| 1   | はじめに                   |    |
| (1) | 住民出資型太陽光発電導入方策検討会設置の背景 | 1  |
| (2) | 検討方向                   | 2  |
| 2   | 事業スキームの検討              |    |
| (1) | 市民ファンドの運営形態            | 3  |
| (2) | 遵守すべき法令                | 3  |
| (3) | スキーム例                  | 4  |
| (4) | 出資者・施設管理者のメリット・デメリット   | 5  |
| (5) | コストダウンに向けた取組例          | 6  |
| 3   | あわじ環境市民ファンドの創設（事業計画）   |    |
| (1) | 趣旨                     | 7  |
| (2) | 事業主体                   | 7  |
| (3) | 事業内容（平成24年度）           | 7  |
| (4) | 募集する市民出資の概要（平成24年度）    | 7  |
| (5) | 事業スキーム                 | 8  |
| (6) | 普及啓発の取組                | 9  |
| (7) | 出資者への配当還元方法            | 9  |
| (8) | 当面の予定                  | 12 |
| 4   | 自治会での太陽光発電設置導入に向けた検討   |    |
| (1) | 概要                     | 13 |
| (2) | パターン分類                 | 13 |
| (3) | スキーム                   | 13 |
| 5   | 今後の課題等                 | 14 |
| 6   | おわりに                   | 14 |

### 【参考資料】

- 1 固定価格買取制度について
- 2 あわじ環境未来島構想について
- 3 地域活性化総合特区（あわじ環境未来島特区）規制の特例措置等の提案書(抜粋)
- 4 収支シミュレーション
- 5 直営事業 小規模(0.1kW)導入スキーム案
- 6 直営事業 小規模(0.1kW)設置候補施設
- 7 自治会での設置パターン・補足資料
- 8 検討会の設置

## 1 はじめに

### (1) 住民出資型太陽光発電導入方策検討会設置の背景

#### ア 東日本大震災の発生

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の影響を受け、夏季及び冬季における電力不足が懸念されており、それに伴い再生可能エネルギーの導入に向けた機運が高まっている。特に太陽光発電においては、電力使用量がピークとなる昼間に発電されることから、夏季におけるピークカット対策としても期待されている。

#### イ 固定価格買取制度

国においては、平成 23 年 8 月 26 日、第 177 回通常国会にて「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(平成 24 年 7 月 1 日施行)が成立した。この法律では、再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を、一定の価格・期間で電気事業者が買い取ることとなっており、電気事業者が買取りに要した費用は、電気料金の一部として上乗せされ社会全体で負担することとなっている。詳細な買取価格及び買取期間については、「調達価格等算定委員会」にて決定されることとなっており、この法律の施行を前に、全国各地でメガソーラー事業の計画が進められるなど太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの大幅な導入に向け機運が高まっている。(参考資料 1)

#### ウ 高い初期導入費用等

太陽光発電の初期投資額が依然として高いことにより設置ができない人や、集合住宅に居住している場合などで設置が難しい状況でも上乗せ料金を払う必要がある。そのため、地域住民が太陽光発電設備導入時の初期費用の一部を出し合い、少額からでも共同で設置したり、環境貢献活動へ参加する機会を設けるための新たな仕組みづくりが必要とされている。

#### エ あわじ環境未来島構想

エネルギーと食料の自給率向上、少子・高齢化への対応、豊かさの実現など、日本が抱える課題解決の先導モデルとなることを目指して「エネルギーの持続」「農と食の持続」「暮らしの持続」の総合的な取組を進める「あわじ環境未来島構想」を兵庫県、洲本市、南あわじ市及び淡路市で推進しており、平成 23 年 12 月 22 日に国の地域活性化総合特区の指定を受けた。

特に「エネルギーの持続」の分野では、「地域の再生可能資源を活かしたベストミックス形成」、「島内外の主体をつなぎ、創エネ事業や農の活性化を進めるあわじ環境市民ファンド」、「エネルギー自立と生活の質向上が両立するスマートコミュニティづくり」などのテーマを掲げ、再生可能エネルギーの普及に向けた取組を進めており、太陽光発電については大規模な土取跡地など未利用地を活用したメガソーラーの導入が検討されている(参考資料 2)。また、こうした取組が円滑に進むよう、地域活性化総合特区規制の特例措置等を国へ提案している(参考資料 3)。

## (2) 検討方向

関西でも有数の日照時間を持つ淡路地域の特性を活用して生まれたエネルギーの価値を地域住民に還元していくという考え方のもと、「あわじ環境未来島構想」の一環として、平成 23 年 8 月 23 日に学識者や地域住民、行政等で構成される「住民出資型太陽光発電導入方策検討会」を設置し計 4 回、あわじ環境市民ファンドの創設に向けた検討を行い事業化の可能性を探った。

検討対象としては、大規模施設として広大な遊休地(メガソーラー)、中規模施設としては地域の身近な公共施設、小規模施設としては自治会等への導入の 3 つについて、太陽光発電設備導入のための初期費用の一部を出しあい設置するスキームについて検討を行った。導入スキームとしては、 の場合ファンドを活用したスキームにより実施することとし、 の場合は規模が小さいためファンドを用いないスキームを検討することとした。ファンドスキーム等については、後述のとおりである。

事業実施にあたっては、固定価格買取制度の動向、地域住民への周知・PR、コストダウンなどの課題をクリアしていく必要があり、それらについても検討を行った。

## 2 事業スキームの検討

### (1) 市民ファンドの運営形態

市民ファンドとは、地域での投資対象となる事業に市民が金銭を出資し、投資した事業から得られる収益の分配を受ける仕組みである。この仕組みを利用することで、地域における事業を地域のお金で賄い、その投資の成果を特定の事業者ではなく、事業に参加した地域市民が享受することができる。

地域での投資事業としての太陽光発電事業では、電力会社への売電や発電設備の管理などの事業の管理主体が必要であるとともに、その事業収支を適切に管理していく必要がある。事業の適切な管理のためには、組織としての経営管理体制や適切な情報開示が重要となる。このため、市民ファンドの形態には株式会社を採用した。

また、適切な事業管理ができたとしても、太陽光発電事業は、太陽光という自然環境に大きく依存する事業であり、地震などの天変地異のリスクは回避することができない。このため、事業が想定通りにいかない場合には出資した金銭が回収不能となる可能性だけでなく、撤去や付随的な損失を市民が負担しなければならない危険性がある。

一方で、投資者としての市民が事業主体である株式会社の株主となった場合には、株主総会の開催などによる株主管理コストが多岐に発生し、効率的な事業運営が阻害される可能性がある。

このように、市民ファンドの事業運営に関するリスクを株式会社形態にすることで最低限におさえながらも、その管理コストを抑えて、市民ファンドへの参加者の出資に伴う様々なリスクは、出資を限度とした有限責任とするため、市民ファンドへの出資の形態は匿名組合契約を採用した。

### (2) 遵守すべき法令

市民ファンドの運営を行うにあたっては、特に下記の法令について遵守する必要がある。

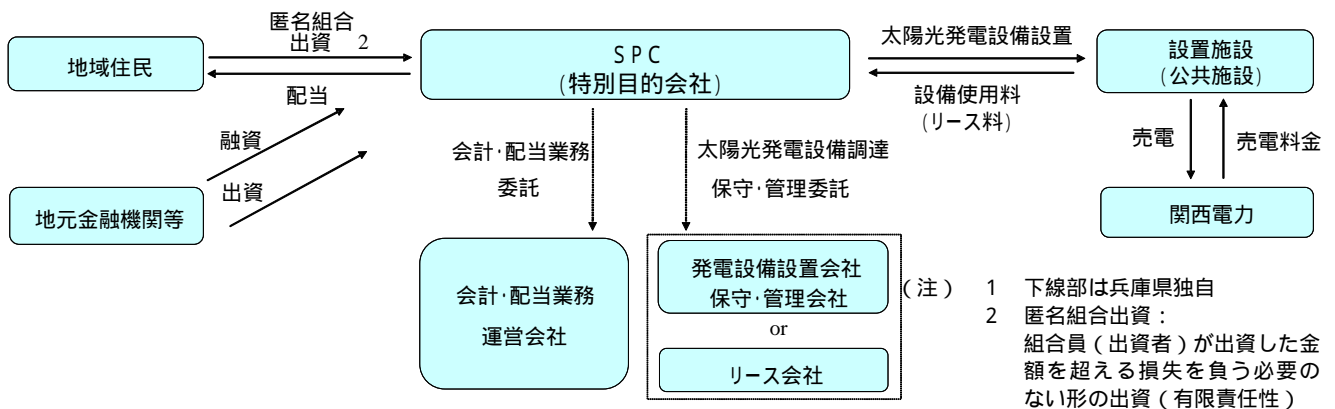
#### ア 会社法

太陽光発電の事業主体は株式会社であるため、会社法を遵守する必要がある。具体的には、会社の設立や株式の発行、株主総会の開催、計算書類の作成、開示、剰余金の配当などに関して、会社法、会社法施行規則及び会社法計算書類規則に則ることで、会社経営の健全性が確保される。

#### イ 金融商品取引法

匿名組合出資については、出資の匿名性が確保され、営業者との間で比較的自由な契約が可能となるため、投資者は出資に伴うリスクを十分に把握できないまま出資をしてしまう可能性がある。このため、匿名組合出資の場合であっても、50名以上の投資者を公募により募集する場合には、有価証券の募集とみなし、金融商品取引法の規制対象とすることで、投資者保護が図られる。

### (3) スキーム例



|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
| <p><b>【資金調達】</b><br/>全額を住民出資により調達<br/>住民出資 + 地元金融機関からの融資等により資金調達</p> | <p><b>【配当】</b><br/>全額を現金により配当<br/><u>一部を現金以外で配当</u><br/>(例：エコアクション・ポイント、淡路島特産品等)</p> | <p><b>【太陽光発電設備調達】</b><br/>SPCが太陽光発電設備を購入又はリース<br/>設置施設が太陽光発電設備をリース</p> | <p><b>【設備使用料】</b><br/>設置施設が発電量に応じた料金をSPCに支払い(発電量に応じ変動)<br/>設置施設がリース料をSPCに支払い(定額)</p> |
|--|--|--|--|

### 【参考】用語解説

| 語句     | 解説   |
|--------|--|
| 出資     | 対象となる団体に財産を提供すること、狭義には、株式、持分等の地位を取得する形で財産を提供すること、又は一定の団体についてはそれによって得られる株式又は持分類似の地位を指す。出資された資金を出資金、出資した者を出資者という。狭義の出資の見返りとして、株式、持分、出資などと呼ばれる一定の地位が与えられ、配当や残余財産の分配を受けるべき権利や議決権などが含まれる。 |
| 匿名組合出資 | 匿名組合とは、当事者の一方（匿名組合員）が相手方（営業者）の営業のために出資をなし、その営業より生じる利益の分配を受けることを約束する契約形態をいう。つまり、営業者が匿名組合員から集めた財産を運用して利益をあげ、これを分配するのが匿名組合契約である。日本においては商法第535条に規定されている。出資者は出資額以上の責任は負担しない、有限責任となる。      |

| 語 句             | 解 説   |
|-----------------|---|
| SPC<br>(特別目的会社) | <p>SPC は、( Special Purpose Company ) の略で、不動産の賃貸、飛行機の賃貸、太陽光発電の実施など、特別の目的のみに設立・運用されている会社である。事業から得られる収益を担保とした資金調達(プロジェクトファイナンス)を行う手段として利用される。</p> <p>SPC は会社形態をとる株式会社・合同会社・特定目的会社など法人格を有する団体によって構築される。</p>   |
| リース             | <p>リース会社が、企業などが選択した機械設備等を購入し、その企業に対してその物件を比較的長期にわたり賃貸する取引をいう。リース対象物件は中古・新品を問わないが、多くの場合新品物件をリース会社が借手企業の代わりに購入した後、貸し出す。物品の所有権はリース会社にあるが、企業は自社で購入した場合とほぼ同様にして物件を使用することができる為、日本を含め世界中で設備投資の手段として広く普及している。</p> |

( 4 ) 出資者・施設管理者のメリット・デメリット

|           | メリット  | デメリット  |
|-----------|---|--|
| 出資者(地域住民) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少額で太陽光発電設備設置のための投資をすることができる</li> <li>・ マンションに住んでいる方や小規模な事業者など、太陽光発電設備を設置することが難しい方も参加をすることができる</li> <li>・ 環境貢献活動に取り組むことができる</li> <li>・ 計画を上回って発電できた場合、更なる利回りが期待できる</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光発電設備への投資であるため、長期間の投資となってしまう</li> <li>・ 計画通り発電しなかった場合、元本割れの恐れがある</li> </ul> |
| 施設管理者(市)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境貢献活動に取り組むことができる</li> <li>・ 固定資産税等による収入が期待される</li> <li>・ 事業期間終了後、太陽光発電を取得することができる( SPC との契約に盛り込む必要あり )</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光発電設備単価が下がりきらないなど採算が合わない場合、一定の支援が求められる</li> </ul>                           |

(5) コストダウンに向けた取組例

事業採算性の向上のためには、太陽光発電設備の価格低減が重要となることから、コストダウンに向けた検討を行った。取組例について下記のとおりである。

ア) 発注ロットを大きくする

中規模施設の一括発注、その他の事業と共同発注

イ) 競争原理を活用する

場所、事業費を示し、提案コンペの実施

場所、容量を示し、入札・見積合わせの実施

ウ) PR性を強調する

事業者の看板設置、見学受入、県・市記者発表

エ) 事業パートナーとして位置づける

パネルメーカー、施工業者がファンドに出資



### 3 あわじ環境市民ファンドの創設（事業計画）

#### （１）趣旨

エネルギーと農を基盤に暮らしが持続する地域社会の実現を目指す「あわじ環境未来島構想」の一環として、淡路島において、再生可能エネルギーを生かした発電事業に市民が自ら出資して参画する仕組みをつくることにより、地域の再生可能資源の活用を促すとともに、地域の持続性を高める具体的な行動につなげる契機とする。

#### （２）事業主体

事業主体となるＳＰＣ（ ）(株式会社)を新たに設立する。

ＳＰＣ：Special-Purpose Company（特別目的会社）

[出資者] 県、淡路島３市、地元企業等

[資本金] 900万円（内訳）県：300万円、淡路島３市：300万円（100万円×３市）、  
地元企業等：300万円（淡路島くにうみ協会 100万円他）

[その他] 法人名称、所在地、役員、事務局構成等の詳細については今後検討

#### （３）事業内容（平成24年度）

当面、太陽光発電事業を推進。中長期的にはエネルギー自立に向けてバイオマス、風力その他の再生可能エネルギー活用事業の他、農水産業、観光等に対象を拡大することも検討。

当初想定している事業は次のとおり。

##### ア 発電事業・・・ＳＰＣの直営で市民出資による発電事業を実施

大規模太陽光発電事業

取組のシンボルとしてメガワット級の太陽光発電所を整備

（第1期事業として県有地等を活用して1箇所整備）

地域施設への太陽光発電設備導入

地域の身近な公的施設に太陽光発電設備を導入し、再生可能エネルギーへの住民の関心を喚起（複数施設を束ねて一括整備）

##### イ 投資事業・・・民間事業者が行う大規模太陽光発電事業への投資

民間事業者が行う大規模太陽光発電事業の一部に市民出資で集めた資金を投資し、地域資源を活用して事業を行う民間事業者への市民参画を図る。

[想定される事業用地例] 太平洋セメント土取り地（洲本市）

津名東生産団地（淡路市）

#### （４）募集する市民出資の概要（平成24年度）

##### ア 規模

事業内容に応じて、数億円を段階的に募集する。

一口金額、販売口数、予定利回り、契約期間等については今後検討

## イ 募集方法

淡路島内、島外県内、県外といった順での段階的な募集を検討

[主に島内]

証券会社等の協力を得て販売する。

[主に島外県内・県外]

ホームページ等で募集案内を行った上で、証券会社等の協力を得て販売する。

## ウ 地域の金融機関との連携

地域の金融機関との連携を検討する。

事業性や財務の健全性に対する評価の補完

市民出資分の一部出資引き受け 等

## エ 事業リスク

太陽光発電等は固定価格買取制度の対象であり、制度上一定の収益性が確保されれば、出資者への配当ができなくなるリスクは小さい。

- ・出資金が十分に集まらなかった場合の対応が必要。

金融機関からの融資又は出資

パネルメーカー等の参画

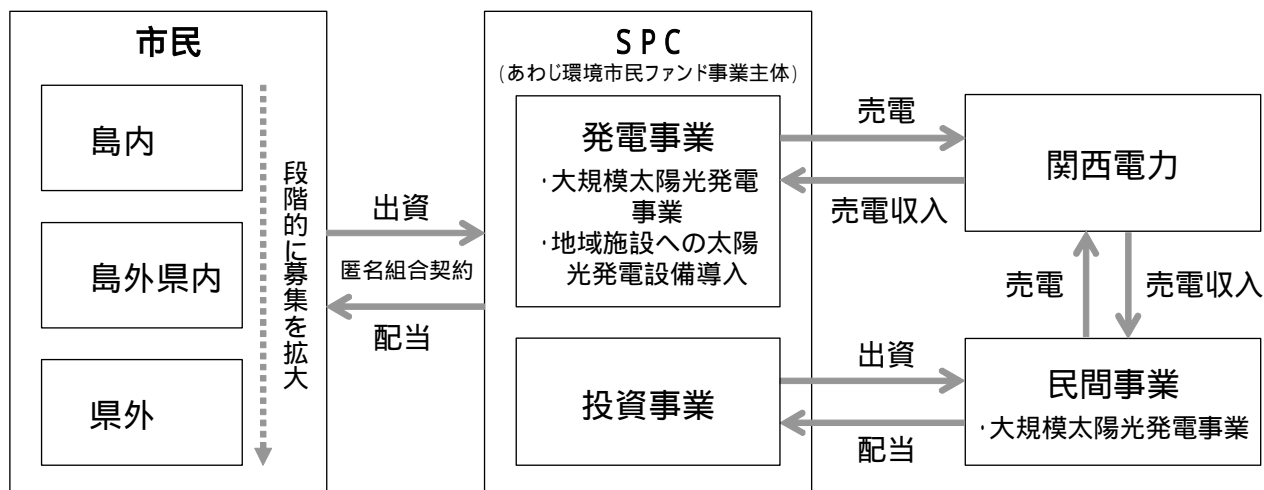
- ・但し、次のリスクについては、募集時に十分説明することが必要。

天候不順

地震・津波（動産総合保険外）

発電事業者の損害を考慮しない買取制度の見直し・変更

## (5) 事業スキーム



売電収入及び民間事業からの配当の一部を留保し、SPC運営経費に充てる他、なお余剰が生ずる場合は、再生可能エネルギーの新たな技術開発の支援等に活用

上記スキームは屋根貸し方式を想定した場合である。なお、他に設備貸与方式と割賦販売方式があり、その場合は売電主体が各市になる。

## (6) 普及啓発の取組

地域の再生可能資源の活用を促すとともに、地域の持続性を高める具体的な行動につなげる契機とするため、住民向けの普及啓発の取組を展開するとともに、出資後の発電電力量の確認など、事業の進捗状況の報告を行う。

あわじ環境市民ファンド創設に関する広報

県・市のホームページや広報誌への掲載、会議での紹介  
記者発表

メールマガジンの活用

出資者募集

[ 島内 ]

・活用媒体

新聞折り込み等での PR チラシの全戸配布

地元ケーブルテレビ等での周知

証券会社等の販売窓口での PR

町内会等の回覧板での周知

自治会長など地域のコーディネーターへの研修会を行い、会合等での PR

・説明会・イベントの実施

大手ショッピングセンターでのチラシの配布などキャンペーンの実施

小学校または中学校単位等での住民説明会の開催

「環境立島淡路」島民会議の参加団体を集めた説明会の開催

花・緑フェアなど島内で開催される関連イベントでのブース設置 他

[ 島外県内・県外 ]

SPC のホームページ等による PR

大手企業からの出資受け入れによる宣伝効果 他

事業進捗状況の報告

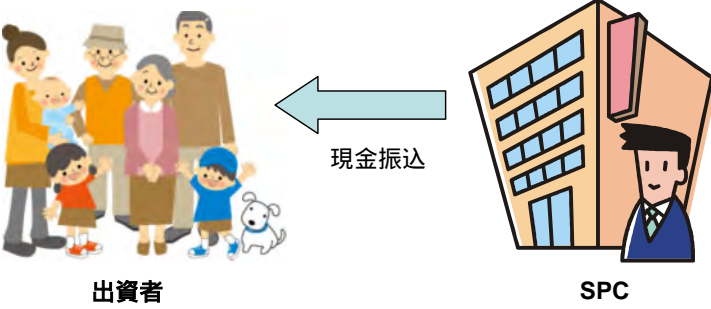
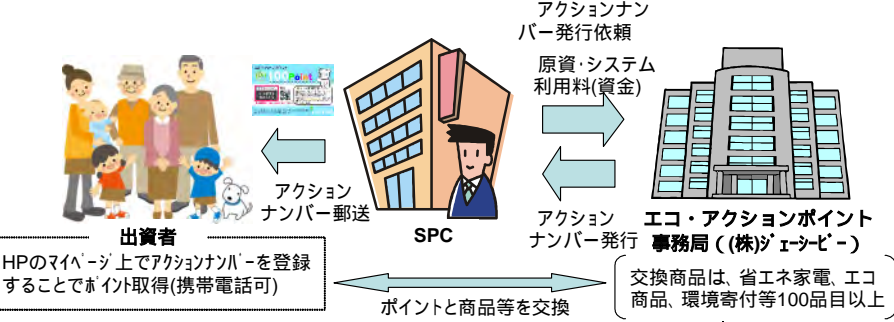
島内の再生可能エネルギーの活用状況等を示すホームページの作成

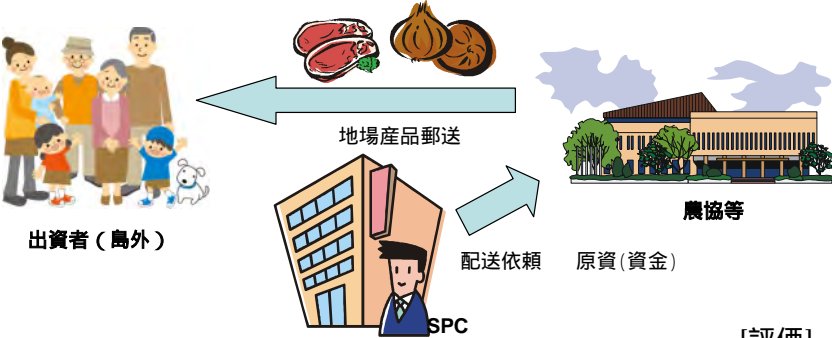
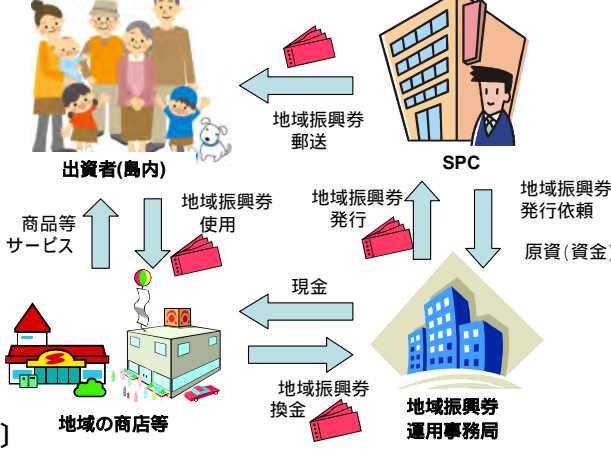
SPC のホームページ等を活用した発電電力量・事業収支の報告 他

## (7) 出資者への配当還元方法

・現金での配当を基本とする。その他、地域活性化や環境貢献活動につながる以下の配当方法についても検討を行う。

- エコ・アクション・ポイント
- 地場産品
- 地域振興券

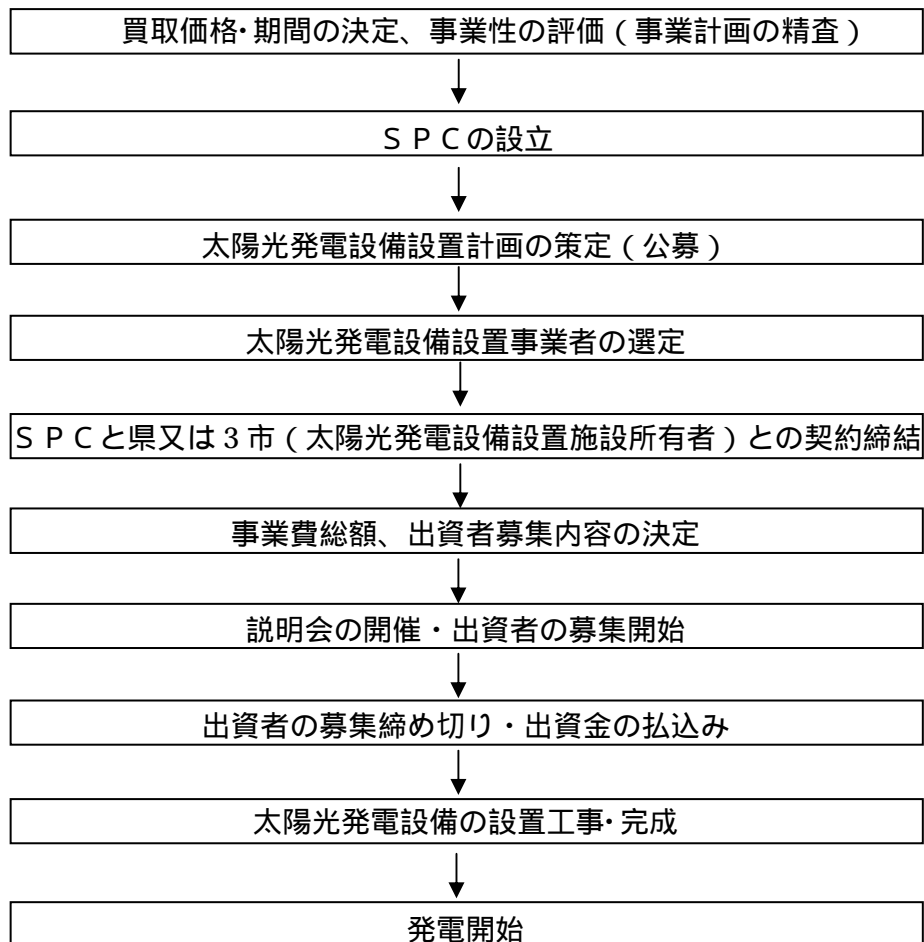
| 還元物          | 対象            | 還元フロー<br>特色・課題  | 備考  |
|--------------|---------------|---|---|
| 現金           | 島内<br>・<br>島外 |  <p>出資者</p> <p>SPC</p> <p>現金振込</p> <p>〔特色〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出資者は利便性の最も高い現金を得ることができる。</li> </ul> <p>〔課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他行に振り込むようになった場合、元金とは別に利益のみを還元すると、振込額に対して割高な振込手数料がかかることとなる。(ex: 配当1%の場合、10万円1口の出資なら、1,000円/年の利益配当となり、他行宛振込手数料はネットバンクの場合160円程度、窓口の場合630円程度、振込手数料が必要)</li> </ul>  | <p>〔評価〕</p> <p>地域貢献：<br/>事務コスト・手続：<br/>出資者へのメリット：</p>   |
| エコ・アクションポイント | 島内<br>・<br>島外 |  <p>出資者</p> <p>SPC</p> <p>エコ・アクションポイント事務局(株)エービー</p> <p>アクションナンバー発行依頼</p> <p>原資・システム利用料(資金)</p> <p>アクションナンバー発行</p> <p>アクションナンバー郵送</p> <p>HPのマイページ上でアクションナンバーを登録することでポイント取得(携帯電話可)</p> <p>交換商品は、省エネ家電、エコ商品、環境寄付等100品目以上</p> <p>ポイントと商品等を交換</p> <p>〔特色〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出資者はエコ・アクションポイントを取得することで、環境貢献活動に取り組んでいる実感が得られる。</li> <li>エコ・アクションポイントの還元メニューとして淡路の特産品を登録することも可能である。</li> <li>関西広域連合の特別事業(以下「特別事業」)に位置づけることができれば、出資者への還元に関する費用はアクションナンバーの発行料(3円/1枚)と郵送料のみで安価である。</li> </ul> <p>〔課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特別事業に位置づけることが出来なければ、SPCがシステム利用料等(3万円/月等)を支払う必要がある。</li> <li>インターネットの利用環境が整っていない出資者への対応。</li> <li>ポイント交換の手間から、交換忘れが生じる可能性あり。(有効期限2年)</li> </ul> | <p>エコ・アクションポイントは関西広域連合の「関西スタイルのエコポイント事業」でも活用しており、関西広域連合との連携によりシステム使用料等費用を抑えることができる可能性がある。</p> <p>〔評価〕</p> <p>地域貢献：<br/>事務コスト・手続：<br/>出資者へのメリット：</p> |

| 還元物   | 対象 | 還元フロー<br>特色・課題   | 備考  |
|-------|----|--|---|
| 地場産品  | 島外 |  <p>〔特色〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 淡路島の地場産品を島外にPR出来る。</li> <li>・ 淡路島の特色ある地場産品が定期的に出資者に届くためイベント性が高い。</li> </ul> <p>〔課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元の農協等の協力が必要不可欠である。</li> <li>・ 商品選択制にすると事務局の負担が大きくなる。</li> <li>・ 出資者への還元で地場産品の配送料がかかる（ex:配当1%の場合、10万円1口の出資なら、1,000円/年の利益配当となり、宅配料金は650円程度が必要）。</li> </ul>   | <p>〔評価〕</p> <p>地域貢献：<br/> 事務コスト・手続：×<br/> 出資者へのインパクト：</p> |
| 地域振興券 | 島内 |  <p>〔特色〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出資に係る配当を地域振興券として出資者が活用することで、配当利益を地域に循環させることが出来、当発電所が地域経済に活力を与える生産財となり得る。</li> <li>・ 出資者への還元に関する費用は地域振興券の郵送料のみで安価である。</li> </ul> <p>〔課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一連の手続が煩雑なため、地域振興券を運用する事務局の設置など特別な体制確保が必要となる。</li> <li>・ 地域振興券利用店舗の確保が必要となる。</li> <li>・ 地域振興券の利用が全国規模の大型店舗に集中した場合、地域の商店街等の活性化につながらない。</li> </ul> | <p>〔評価〕</p> <p>地域貢献：<br/> 事務コスト・手続：×<br/> 出資者へのインパクト：</p> |

(8) 当面の予定

24年度 前半 SPC 設立、準備  
後半 募集、投資実行

[フローチャート例]



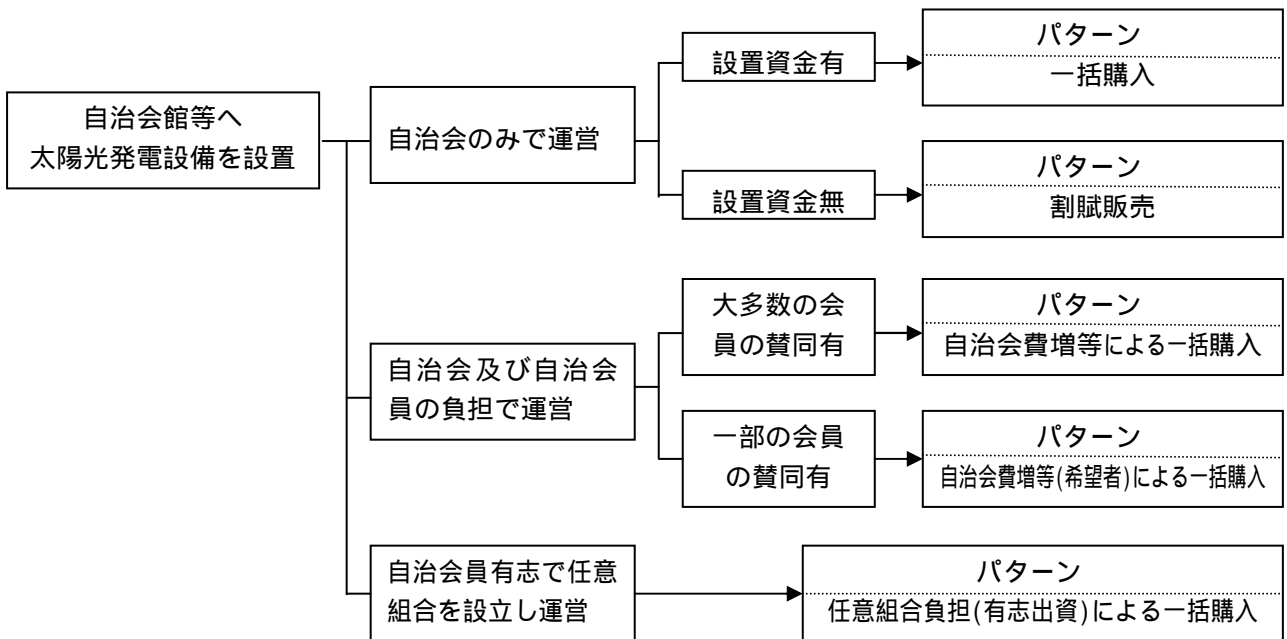
#### 4 自治会での太陽光発電設置導入に向けた検討

自治会など限られた地域の住民が導入費用を出し合う方法についても検討を行った。なお、SPCを用いるとコスト高で事務手続きも煩雑となることから、SPCを用いずに導入するスキームを検討した。

##### (1) 概要

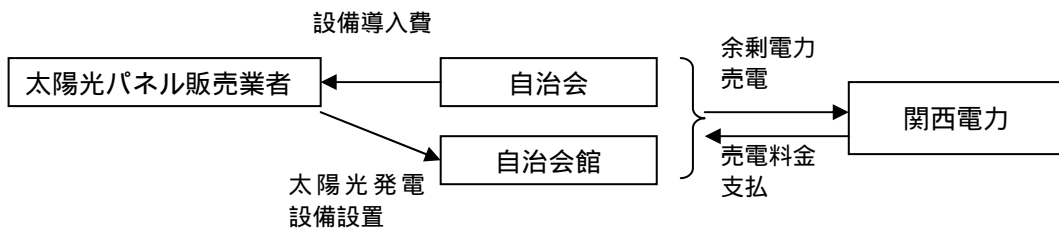
自治会館等に太陽光発電設備を導入し、関西電力から売電収入を得て運営することになるが、自治会の総意によるもののほか、大多数または一部の会員が賛同して導入費用を分担、自治会費の減額による還元を行う仕組みや、自治会内有志で任意組合を設立して運営する仕組みが考えられる。

##### (2) パターン分類

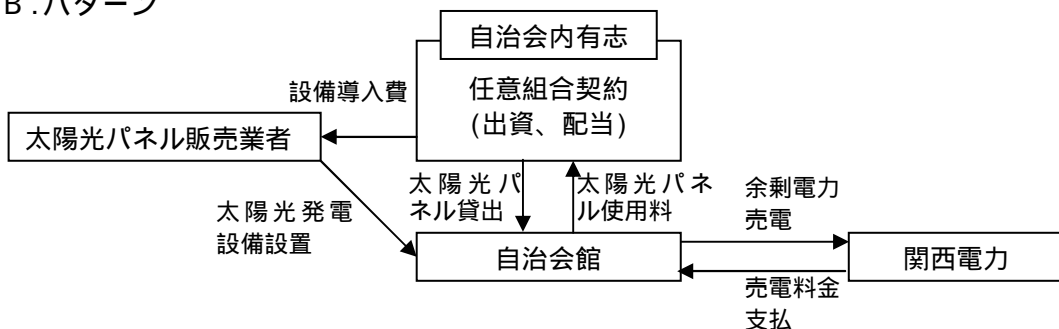


##### (3) スキーム

###### A. パターン ~



###### B. パターン



## 5 今後の課題等

太陽光発電については、特に淡路島では豊富な日射量があることから、これまでの実績から勘案すると、適切な買取価格と期間が設定されれば安定的な事業収支が見込まれると考えられるが、実際の事業実施にあたっては、発電量を安定的に保ち売電収入を確保するための日常的なモニタリングとメンテナンスの体制整備や、設備の経年劣化の問題、撤去に要する経費をしっかりと見込むといった色々な課題について検討することが必要である。また、出資者に対しては、地震や津波が動産総合保険の対象外になるといった事業リスクの問題、元本割れのリスクなど責任の分担関係をしっかりと説明することが不可欠である。エネルギー創出が地域の活性化につながる事業となるよう、島内で資金を循環させることも重要である。

## 6 おわりに

地域の「エネルギーの持続」を目指す「あわじ環境未来島構想」の推進方策の1つである住民出資型太陽光発電事業の実施に向け、県、洲本市、南あわじ市、淡路市、地元企業等の出資によるSPCを設立することとした。本事業の実施においては、事業採算性の検討を慎重に行っていく必要があることから、平成24年3月6日より、調達価格等算定委員会において審議中である固定価格買取制度の買取価格設定等の動向を踏まえ、実施内容を改めて検討する。なお、県としても事業収益性を考慮した価格設定等を国に提案している。

平成24年度は「5 今後の課題等」に記載している点に留意しながら淡路島で先導的に取り組んでいく。将来的には、太陽光だけでなくその他の再生可能エネルギーを活用したファンドについても検討を行うとともに、次世代を担う子どもたちへの環境学習の機会の提供や淡路島内産業への電力供給による島内製品の環境価値の向上につながるよう、エネルギーの自給自足の実現に向けた取組を進めていく。

一方、淡路以外の地域については淡路島で蓄積されたノウハウや成果を踏まえて、全県への事業展開を図っていく。



## 再生可能エネルギーの固定価格買取制度について

第177回通常国会において、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が成立しました。

この法律は、再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付けるもので、平成24年7月1日からスタートします。

電気事業者が買取りに要した費用は、原則として使用電力に比例した賦課金によって回収することとしており、電気料金の一部として、国民の皆様にご負担をお願いすることとなっております。

### 買取対象

- 太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスを用いて発電された電気が買取りの対象になります。

※住宅等での太陽光発電については、現在と同様に余剰電力の買取りとなります。

※風力については、小型の風力発電を含みます。

※水力については、3万kW未満の中小水力発電を対象とします。

※バイオマスについては、紙パルプなどの既存の用途に影響を及ぼさないバイオマスを使った発電を対象とします。

- 発電の設備や方法については、安定的かつ効率的に再生可能エネルギー源を用いて発電を行う設備であること等の点について経済産業大臣が認定します（認定を受けた設備を用いて供給される電気が買取対象になります）。



### 買取義務

- 電気事業者は、買取りに必要な接続や契約の締結に応じる義務を負います。
- 買取価格（調達価格）・買取期間（調達期間）については、再生可能エネルギー源の種別、設置形態、規模等に応じて、関係大臣（農水大臣、国交大臣、環境大臣、消費者担当大臣）に協議した上で、新しく設置される中立的な第三者委員会（委員は国会の同意を得た上で任命）の意見に基づき経済産業大臣が告示します。
- 集中的な再生可能エネルギーの利用の拡大を図るため、法の施行後3年間は、買取価格を定めるに当たり、再生可能エネルギー電気の供給者の利潤に特に配慮することとしています。

※買取価格・買取期間については、以下の点を勘案して決めることとなります。

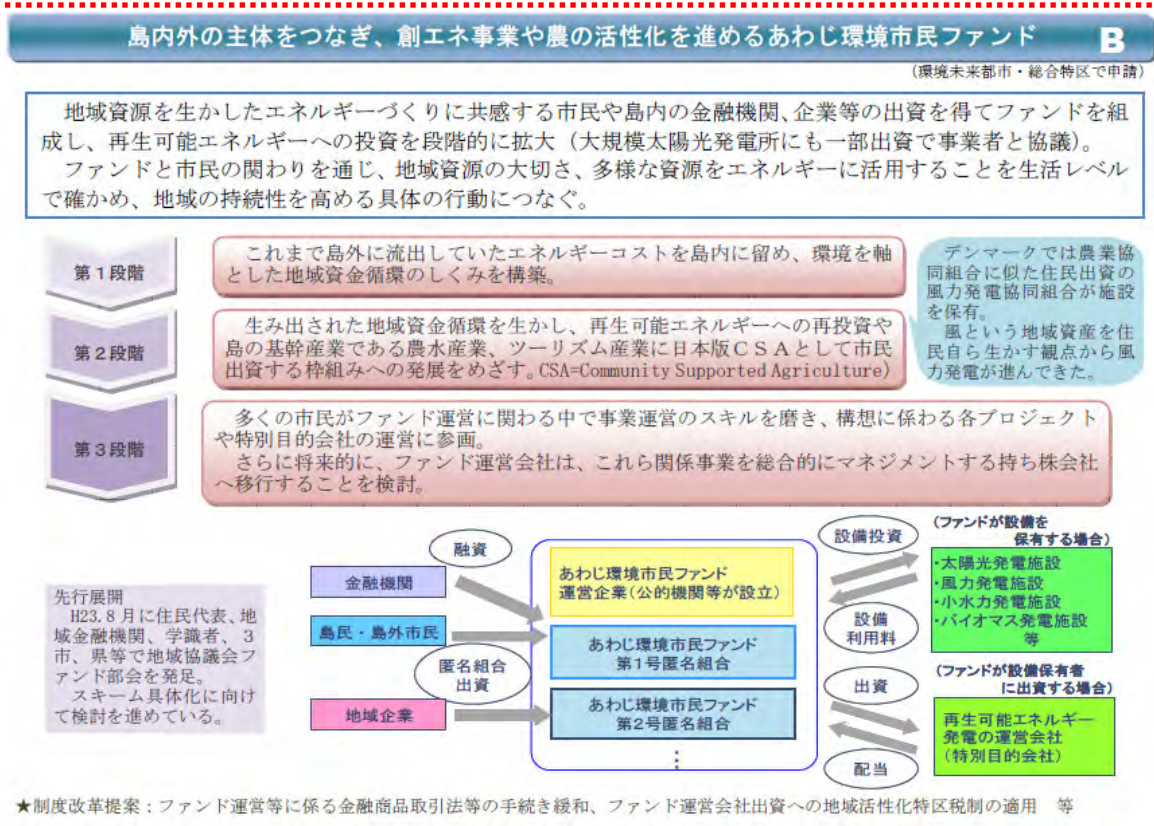
買取価格：再生可能エネルギーの発電設備を用いて電気を供給する場合に通常必要となる発電コスト、再生可能エネルギー電気の供給者が受けるべき利潤 等

買取期間：再生可能エネルギーの発電設備が設置されてから設備の更新が必要になるまでの標準的な期間

### 買取費用の回収

- 買取りに要した費用に充てるため、各電気事業者がそれぞれの電気の需要家に対し、使用電力量に比例したサーチャージ（賦課金）の支払を請求することを認めます。
- ただし、電力購入量(kWh)／売上高(千円)が一定の値を超える事業についての事業所が、一定量以上の電力購入量がある場合、その事業所についてはサーチャージの8割又はそれ以上が減免されます。
- 東日本大震災により著しい被害を受けた施設等の電気の需要家について、一定の要件を満たす場合には、平成24年7月1日から平成25年3月31日までの9ヶ月間はサーチャージは請求されません。
- 地域間でサーチャージの単価が同額となるように地域間で調整を行います。

【参考資料2】あわじ環境未来島構想について（兵庫県HPより）



(五色の「多様な創エネ」は環境未来都市・総合特区で申請、その他は環境未来都市のみ)

需要追従型から、地球の限界をふまえた持続型の地域エネルギー構造へのシフトをめざし、域内で生産可能なエネルギー量を住民や事業者らが認識し、効率的に融通(平準化)や節エネに取り組みながら、生活の安心確保や質の向上も図る多自然地域の持続モデルを創る。

**洲本市五色モデル ～あわじAEMS (Area Energy Management System) の実証展開**

(民間企業、大学、洲本市、県、公的機関、地域団体)



**多様な創エネ**

バイオマス、太陽熱、太陽光、洋上・陸上風力の利用

**あわじAEMSプラットフォーム(仮想グリッド)**

再生可能エネルギー発電所と一般世帯、事業所を結ぶ仮想のグリッドによりエネルギーを同時同量制御。

**あわじライフアシスト・ターミナル(スマート端末)**

AEMSの中でエネルギー消費の最適化を図るとともに、生活の安心やコミュニティ再生に役立つ端末を需要家に配置。

- ・家庭や事業所単位、さらに域内エネルギー需給可視化
- ・水・熱の消費量可視化
- ・高齢者の見守り、健康管理
- ・ダイヤモンドタクシーの配車予約、EVの給電・課金
- ・防災・防犯情報の通知
- ・コミュニティ内の情報共有
- ・仮想グリッド内でエネルギー需給が逼迫した場合の協力要請や節エネ目標設定と実績のデータベース化・PDCA等

☆太陽光発電普及のため、集会所活用、既存住宅での個々人の背中を後押しするしくみとして、家庭・事業所別ではなく、コミュニティ単位でグリーン電力証書を成立させ、地域へ還元するしくみも検討

★高齢者の転倒防止・健康維持に配慮した3輪電動アシスト自転車など高齢社会の移動手段、及び化石燃料に頼る漁船のグリーン化として、電動漁船(五色)、ハイブリッド漁船(沼島)の実証も展開

**南あわじ市沼島モデル ～離島における災害に強いエネルギー自立の実証展開**

(民間企業、大学、南あわじ市、県、公的機関、地域団体)

**全世帯(250世帯)参加の仮想の電力累進料金制度による社会実験**  
 家庭に太陽光発電1kw、蓄電池1kw、スマートメーター、太陽熱温水器を配備し、創意工夫による省エネや効率消費を実行。  
 使用量に応じて累進料金を課す仮想電力料金体系(ポイントで表示・蓄積)と併せ、島ぐるみでのエネルギー自立の社会実験に取り組む。

**スーパーグリッドの実証と減災拠点づくり**  
 津波被害を想定し、高所の2施設に太陽光発電と蓄電池を設置。直流でつなぎ電力相互融通の実証を行うとともに、平時はハイブリッド漁船、電動カート等に給電。

★制度改革提案：EV充電器に係る一の需要場所での複数契約の可能化、電動アシスト自転車に係る道路交通法のアシスト比率緩和等

【参考資料3】

地域活性化総合特区(あわじ環境未来島特区)規制の特例措置等の提案書(抜粋)

提案団体名:兵庫県、洲本市、南あわじ市、淡路市

| 提案事項名            | 現行の規制・制度の概要と問題点  | 改善提案の具体的内容   | 提案理由  | 政策課題・解決策との関係  |   | 根拠法令等   | 現行の規制・制度の所管・関係官庁 | 区分 |    |    |    |     |
|------------------|--|--|---|---|---|---|------------------|----|----|----|----|-----|
|                  |  |  |   | 政策課題  | 解決策   |   |                  | 規制 | 税制 | 財政 | 金融 | その他 |
| 市民ファンドに係る手続きの簡素化 | <p>・金融商品取引法第4条においては、500名以上のみなし有価証券の募集、あるいは1億円以上の募集の場合には有価証券届出書および継続開示についての有価証券報告書提出が必要となる。</p> <p>・市民ファンドによる再生可能エネルギー投資を考えた場合には、募集金額と人数を増やさなければ、制度上の資料作成のコストと手間がかかるため、金融商品取引法で目的とする投資者の保護に対して、今後の環境配慮型の国民経済の健全かつ持続的な発展を阻害する可能性がある。</p> | <p>・市民ファンド等でみなし有価証券の所有者数が500名以上、あるいは1億円以上となる場合の有価証券届出書と継続開示についての有価証券報告書の提出義務の緩和につき、環境配慮型の設備投資に関しては、500人、1億円以上の基準を、例えば1000人、5億円まで引き上げる。</p> | <p>・環境配慮型設備への投資は、投資効率が悪く、投資回収まで20年あるいは30年という投資回収期間が想定され、その間の投資収益率も低いものとなる。このような収益性の低い設備投資に対して市民からの出資を呼び込むためには、設備運用にかかる関連の間接コストをできる限り抑える必要がある。特に、1億円以上の設備投資が見込まれるMWソーラーを考えた場合の投資金額に対して市民ファンド等で募集を行った場合に、有価証券届出書や報告書等の開示だけでなく、監査や資料作成等の管理コストの増大が見込まれる。</p> <p>・以上を踏まえ、法人設立プロセスの緩和を行うことで、ファンド運営会社の運営経費が軽減され、ファンドの安定的運営が可能となる。ひいては、再生可能エネルギーの個人投資が促進され、地域の低炭素化に資する。</p> | <p>【エネルギー持続の地域づくり】</p> <p>・エネルギー持続の地域づくりを進める上では、地域で生み出されたエネルギーの価値がきちんと地域に還元され、地域の暮らしの質や空間の魅力を高めることに再投資されるような循環の仕組みづくりが重要。</p> | <p>【地域でのエネルギー創出を支える仕組みづくり】</p> <p>・島民の主体的に参画により事業を支える仕組みづくりとして環境市民ファンドの創設に取り組む。</p> <p>(関連事業)</p> <p>B)あわじ環境市民ファンドの創設</p> | <p>企業内容の開示に関する内閣府令、金融商品取引法第4条第11項、第2項、第5項</p> | 金融庁              |    |    |    |    |     |

| 提案事項名   | 現行の規制・制度の概要と問題点  | 改善提案の具体的内容   | 提案理由  | 政策課題・解決策との関係   |   | 根拠法令等  | 現行の規制・制度の所管・関係官庁 | 区分 |    |    |    |     |
|---|--|--|---|--|---|--|------------------|----|----|----|----|-----|
|   |  |  |   | 政策課題   | 解決策   |  |                  | 規制 | 税制 | 財政 | 金融 | その他 |
| 総合特別区域法施行規則第5条に定める事業に、再生可能エネルギー活用に係る市民による投資事業を追加し、地域活性化総合特区の税制優遇措置(所得控除)を適用 | <p>・地域ぐるみで再生可能エネルギーの活用を推進するため、市民自らが資金を拠出する取組を支援していくことは重要である。</p> <p>・地域活性化総合特区については、総合特別区域法施行規則第5条に定める事業を行うことなど、所定の要件を満たす株式会社が発行する株式を個人が取得した場合、租税特別措置法に基づく所得税の特例措置が受けられる。</p> <p>・しかし、市民から直接または間接(*1)に出資を受けて再生可能エネルギー活用を行う事業については、総合特別区域法施行規則第5条に明記されていないため、現行制度では、環境市民ファンド運営会社に個人が出資したとしても、所得税の特例措置を受けることができない場合がある。(*2)</p> <p>*1) 発電事業を行う別の会社に対しファンドを通じて投資を行う場合<br/>*2) 総合特別区域法施行規則第5条に掲げる再生可能エネルギー事業としては、農業用施設における太陽光発電装置の設置による発電や農業資源に由来する再生可能エネルギー源を活用したエネルギー供給に関する事業に限定されている(同第1項第4号)</p> | <p>総合特別区域法施行規則第5条に定める事業に、「市民から直接または間接に出資を受けて大規模未利用地や公的施設等を利用した再生可能エネルギー活用を図る事業」を追加したうえで、当該事業を行う指定会社(*1)の株式を金銭の払い込みにより取得した個人に対し、地域活性化総合特区の税制優遇措置(*2)が受けられるようにする。</p> <p>*1) 地域活性化総合特区内において、認定地域活性化総合特別区域計画に定められた特定地域活性化事業を行う中小企業として、認定地方公共団体の指定を受けた株式会社<br/>*2) 社会的課題解決に資する事業(ソーシャルビジネス等)を行う中小企業に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額から一定額を控除できる制度</p>   | <p>再生可能エネルギー活用促進に取り組む事業に対し、市民から幅広い投資が促進されることにより、市民の参画意識の醸成につながる事が期待できるとともに地域ぐるみの再生可能エネルギー利用促進に資する。</p>  | <p>【エネルギー持続の地域づくり】<br/>・エネルギー持続の地域づくりを進める上では、地域で生み出されたエネルギーの価値がきちんと地域に還元され、地域の暮らしの質や空間の魅力を高めることに再投資されるような循環の仕組みづくりが重要。</p> | <p>【地域でのエネルギー創出を支える仕組みづくり】<br/>・島民の主体的に参画により事業を支える仕組みづくりとして環境市民ファンドの創設に取り組む。<br/>(関連事業)<br/>B) あわじ環境市民ファンドの創設</p> | <p>総合特別区域法第2条第3項第2号<br/>総合特別区域法施行令第2条<br/>総合特別区域法施行規則第5条<br/>総合特別区域法第55条</p> | 内閣府              |    |    |    |    |     |
| 特定地域活性化事業を行う中小企業に対し個人が出資した場合の所得税の特例措置の適用拡大                                  | <p>・地域ぐるみでの再生可能エネルギーの活用や農水産業の活性化のため、市民自らが資金を拠出する取組を支援していくことは重要である。</p> <p>・地域活性化総合特区については、所定の要件を満たす株式会社が発行する株式を、個人が直接取得する場合のほか、民法組合等(*)を経由して間接に取得した場合も租税特別措置法に基づく所得税の特例措置が受けられるが、環境ファンドで多く用いられている匿名組合を経由した株式会社への出資については、所得税の特例措置の対象となっていない。</p> <p>* ) 民法第667条第1項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合</p>  | <p>・地域ぐるみでの再生可能エネルギーの活用(別途総合特区法施行規則第5条の改正が必要)や農水産業の活性化に関する事業を行う指定会社(*1)の株式を個人が金銭の払い込みにより取得した場合は、匿名組合を経由した取得であっても地域活性化総合特区の税制優遇措置(*2)を適用する。</p> <p>*1) 地域活性化総合特区内において、認定地域活性化総合特別区域計画に定められた特定地域活性化事業を行う中小企業として、認定地方公共団体の指定を受けた株式会社<br/>*2) 社会的課題解決に資する事業(ソーシャルビジネス等)を行う中小企業に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額から一定額を控除できる制度</p> <p>「総合特別区域法施行規則第5条に定める事業に、再生可能エネルギー活用に係る市民による投資事業を追加し、地域活性化総合特区の税制優遇措置(所得控除)を適用」とセットでの提案</p> | <p>地域ぐるみでの再生可能エネルギーの活用や農水産業の活性化に係る投資事業に対し、市民から幅広い投資が促進されることにより、市民の参画意識の醸成につながる事が期待できるとともに地域活性化に資する。</p> | <p>【エネルギー持続の地域づくり】<br/>・エネルギー持続の地域づくりを進める上では、地域で生み出されたエネルギーの価値がきちんと地域に還元され、地域の暮らしの質や空間の魅力を高めることに再投資されるような循環の仕組みづくりが重要。</p> | <p>【地域でのエネルギー創出を支える仕組みづくり】<br/>・島民の主体的に参画により事業を支える仕組みづくりとして環境市民ファンドの創設に取り組む。<br/>(関連事業)<br/>B) あわじ環境市民ファンドの創設</p> | <p>租税特別措置法第41条の19<br/>総合特別区域法施行規則第36条</p>                                    | 経済産業省、金融庁、内閣府    |    |    |    |    |     |

| 提案事項名  | 現行の規制・制度の概要と問題点  | 改善提案の具体的内容  | 提案理由  | 政策課題・解決策との関係   |   | 根拠法令等   | 現行の規制・制度の所管・関係官庁 | 区分 |    |    |    |     |
|--|--|---|---|--|---|---|------------------|----|----|----|----|-----|
|  |  |   |   | 政策課題   | 解決策   |   |                  | 規制 | 税制 | 財政 | 金融 | その他 |
| 総合特区事業へ融資を行う金融機関への「総合特区支援利子補給金」制度の対象に「環境市民ファンドの運営」を追加し、利子補給制度を適用 | 総合特区事業として行う取組の中には、民間の事業体により先進的・実験的に取り組む事業もある。<br>・金融機関による低利融資は、資金回収リスクを大きく見込む傾向が強く、非常に優良な企業によるプロジェクト実施、または非常に優れたプロジェクトでない限り参画が困難になる。このため、先進的、実験的な取組については、金融機関のリスクを軽減し、融資の円滑化を図るため、利子補給による支援が必要である。<br>・「総合特区支援利子補給金」制度の対象に「環境市民ファンドの運営」が含まれていないため、ファンド運営会社の運営経費や投資原資の調達に際して、金融機関からの融資を受けにくくなる可能性がある。 | 総合特区事業として行う陸上風力発電、大型ソーラー発電、環境市民ファンド運営会社、就農支援会社、農業生産法人などに融資を行う金融機関に対し、総合特区利子補給金制度(地域の活性化に資する事業に必要な資金の金融機関からの借入れに対し、当該金融機関が地域協議会の構成員であって、当該事業について認定を受けた総合特区計画に定められている場合、予算の範囲内で利子補給金を支給する制度)の適用をお願いしたい。<br>・利子補給の対象事業として環境市民ファンドの運営経費や投資原資に係る融資も含まれるよう、総合特別区域法施行規則第6条第13号の規定等に基づく運用をお願いしたい。 | ・先進的、実験的な取組について、低利融資を受けることが可能となり、プロジェクト自体の採算性も上がるため、この効果による分配自由度向上が見込まれる。また事業資金の回収期間が短縮され、投資リスクの軽減や次のプロジェクトの前倒し実施が進むことが見込まれる。一方金融機関にとっても、元本回収リスクが軽減される。<br>以上により、総合特区事業の円滑な実施が可能となる。<br>・当該構想で想定している環境市民ファンド運営は、ファンド運営会社による太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電事業への投資を想定している。安定した売電収入が期待できるため、通常の投資ファンドとは異なりローリスクであり、出資者への配当についても低く抑えることが可能である。このため、融資に伴うリスクも低く、金融機関がファンド運営会社に融資を行うことは十分想定されることから、利子補給の対象事業に環境市民ファンド運営を追加する意義はあると考えている。 | 【エネルギー持続の地域づくり】・災害・事故等のリスクに強い、自立した安全・安心の地域をつくるため、また、地球環境にやさしい地域をつくるために、地域資源を最大限に生かしたエネルギー生産拡大と島民の主体的な取組としてのエネルギー消費抑制の両面の取組を進めることにより地域のエネルギー自給率を高め、脱化石燃料を推進することが必要。<br>・取組を進める上では、地域で生み出されたエネルギーの価値がきちんと地域に還元され、地域の暮らしの質や空間の魅力を高めることに再投資されるような循環の仕組みづくりが重要。<br>【農と暮らし持続の地域づくり】・人口減少・高齢化の顕著な淡路島の農漁村地域の再生に向けて、まず、地域の主な生業(なりわい)である農漁業の活性化が必須。そのためには新たな人材の育成と6次産業化を念頭に置いた新しい農漁業の提案・実践に取り組むことが必要である。 | 【地域でのエネルギー創出】<br>・地域の自然特性に合った再生可能エネルギーを活用し、阪神・淡路大震災の経験に即した災害等のリスクに強い、自立分散型のエネルギー創出事業(発電事業)に取り組む。<br>(関連事業)<br>A-d)良好な風況を生かした洋上・陸上風力発電の検討<br>A-e)大規模な土取り跡地等の未利用地を活用した太陽光発電所の整備<br>【地域でのエネルギー創出を支える仕組みづくり】<br>・島民の主体的に参画により事業を支える仕組みづくりと環境市民ファンドの創設に取り組む。<br>(関連事業)<br>B)あわじ環境市民ファンドの創設<br>【農業人材の育成】<br>・現行で食料自給率がカロリーベースで100%、生産額ベースで300%を超えている恵まれた生産環境を生かし、耕作放棄地を活用した農業分野の人材育成に取り組む。地域・県内、さらには日本全国に農業・食品産業の担い手を供給する。<br>(関連事業)<br>A-c)就農支援会社による離陸支援<br>A-d)島内外協働の農業生産法人による農と食のパートナーシップづくり<br>【農業活性化の仕掛けづくり】<br>・遊休施設を活用した薬用植物栽培や大規模未利用地を生かした新しいスタイルの滞在型農園整備など「農」の健康・癒しへの価値を引き出す取組を中心に、新しい農業・食品産業の提案・実践を進める。<br>(関連事業)<br>B-a)廃校を拠点としたエコ植物工場等による安心の葉菜栽培<br>B-b)環境と人を再生するエコ・クラインガルテン(アグリ・スマートビレッジ)づくり | 総合特別区域法第56条第1項<br>総合特別区域法施行規則第37条<br><br>総合特別区域法第2条第3項第3号<br>総合特別区域法施行規則第6条 | 内閣府              |    |    |    |    |     |

【参考資料4】収支シミュレーション（15年間の試算）

< 主な前提条件 > あくまで仮定。

- ・全量固定価格買取制度  
買取価格: 1MW 未満 38 円, 1MW 以上 35 円 買取期間: 15 年間
- ・実施する事業
  1. 発電事業 (SPC の直営事業): 大規模 (1MW)、小規模 (0.1MW)
  2. 投資事業 (民間事業への投資): 大規模 (10MW)
- ・太陽光発電施設の建設費  
小規模: 40 万円/kW 大規模: 1MW 以上 5MW 未満: 35 万円/kW 5MW 以上: 30 万円/kW
- ・募集する市民出資 (イメージ)  
[A 号] 10 万円 配当 1.0% 契約期間 10 年 [B 号] 10 万円 配当 1.5% 契約期間 15 年  
\*いずれも期間満了後全額を一括返還

[ 本事業における効果 ]

設備容量 : 1.6MW  
 年間発電量 : 約 1,800MWh/年  
 (あわじ環境未来島構想 H28 年度目標  
 180,472MWh/年の 1%)  
 一般家庭約 500 世帯分に相当  
 CO<sub>2</sub> 削減量 : 約 510t-CO<sub>2</sub>/年  
 一般家庭約 105 世帯分に相当

事業主体: 新設する SPC  
 募集総額 (1~3 号) 計 3.9 億円  
 収入 720 百万円 支出 620 百万円  
**収支 + 100 百万円 (年平均 630 万円)**  
 SPC 運営経費に充てる他、なお余剰が生じる場合は、再生可能エネルギーの新たな技術開発の支援等に活用

直営事業 大規模 (1MW)  
 想定: 1 箇所での大規模発電  
 売電収入 585 百万円 支出 515 百万円 **収支 + 70 百万円**

[1号ファンド] 募集額 2 億円  
 (事業費の 50%)  
 A 号 1,000 口 B 号 1,000 口

直営事業 小規模 (0.1MW)  
 想定: 公的施設 10 箇所での分散発電  
 売電収入 63 百万円 支出 62 百万円 **収支 + 1 百万円**

[2号ファンド] 募集額 4 千万円  
 (事業費の全額)  
 A 号 200 口 B 号 200 口

民間事業 大規模 (10MW)  
 想定: 民間事業者による大規模発電  
 売電収入 5,855 百万円 支出 5,005 百万円 **収支 + 850 百万円**

[3号ファンド] 募集額 1.5 億円  
 (事業費の 5%)  
 A 号 750 口 B 号 750 口  
 収入 71 百万円 支出 42 百万円  
**収支 + 29 百万円**

民間事業者から SPC への配当は SPC から市民への配当を上回る利回りを求めることとし、その差を 2.5% と仮定した。

【参考資料5】直営事業 小規模（0.1MW）導入スキーム案（全量買取制度を想定）

・スキーム概要

| 方式     | 概要  | スキーム図  |
|--------|---|--|
| 設備貸与方式 | 太陽光発電設備を各市がSPCから貸与を受ける。                                 | <p>(設備所有) SPC ← 設備調達 太陽光発電設備施工業者<br/>         固定資産税 貸与<br/>         設備使用料支払 (定額 or 従量) → 各市<br/>         各市 → 売電 → 関西電力<br/>         関西電力 → 売電収入</p> |
| 屋根貸し方式 | 各市の公共施設の屋根をSPCが借り、太陽光発電設備を設置。SPCが発電事業者となり、発電された電力を売電する。 | <p>(設備所有) SPC ← 設備調達 太陽光発電設備施工業者<br/>         固定資産税 屋根賃貸料(行政財産使用料)<br/>         屋根貸し → 各市<br/>         各市 → 売電 → 関西電力<br/>         関西電力 → 売電収入</p>   |

・各スキーム比較

| 導入方式   | 固定資産税納税者 | 動産総合保険    | 屋根賃貸料    | 備考                           |
|--------|----------|-----------|----------|------------------------------|
| 設備貸与方式 | SPC      | 市有物件共済(注) | 不要       | 事業期間終了後に各市に太陽光発電設備を譲渡することを検討 |
| 屋根貸し方式 | SPC      | 民間の保険     | 必要(原則免除) |                              |

(注) 設備が壊れた際の復旧費用を各市が負担することが加入条件

[参考]

|        |   |   |
|--------|---|---|
| 割賦販売方式 | 各市がSPCより太陽光発電設備を割賦払いにより購入。この場合のみ、太陽光発電設備の所有者は各市となる。 | <p>SPC ← 設備調達 太陽光発電設備施工業者<br/>         返済 ← 各市 (設備所有)<br/>         割賦販売 → 各市<br/>         各市 → 売電 → 関西電力<br/>         関西電力 → 売電収入</p> |
|--------|---|---|



【参考資料6】直営事業 小規模（0.1MW）設置候補施設

これらの候補施設から、設置費用、日照条件及びP R 性等を勘案の上、設置施設の選定を行う。

| 市   | 候補施設 | 設備容量  |
|-----|------|-------|
| 洲本市 | A    | 約10kW |
|     | B    | 約20kW |
|     | C    | 約20kW |
|     | D    | 約5kW  |
|     | E    | 約30kW |
|     | F    | 約10kW |
|     | 小 計  | 約95kW |

| 市     | 候補施設 | 設備容量  |
|-------|------|-------|
| 南あわじ市 | A    | 約20kW |
|       | B    | 約5kW  |
|       | C    | 約20kW |
|       | D    | 約10kW |
|       | E    | 約10kW |
|       | 小 計  | 約65kW |

| 市   | 候補施設   | 設備容量   |
|-----|--------|--------|
| 淡路市 | A      | 約50kW  |
|     | B      | 約5kW   |
|     | C      | 約5kW   |
|     | D      | 約130kW |
|     | E      | 約20kW  |
|     | F      | 約25kW  |
|     | G      | 約30kW  |
| 小 計 | 約265kW |        |

【参考資料7】自治会での設置パターン・補足資料

|      | 概要  | メリット  | デメリット  |
|------|---|---|--|
| パターン | 一括購入<br>自治会館修繕費積立金等の自治会余剰資金で、太陽光発電設備を一括購入   | <ul style="list-style-type: none"> <li>一括払いのため支払利息がかからず安価である</li> <li>自治会の余剰資金での運営のため、自治会員に追加的な負担がない</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>初期投資が大きい</li> <li>住民参加型ではないため、住民には実感が薄く取組内容が浸透しづらい</li> </ul>   |
| パターン | 割賦販売<br>太陽光発電設備を割賦販売により購入し、関電への売電収入等を資金として自治会の会計内の運営のみで割賦販売代金を支払い   | <ul style="list-style-type: none"> <li>初期投資が少ない</li> <li>売電収入を含む自治会会計内のやりくりなので、自治会員に追加的な負担がない</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>割賦販売のため支払利息がかかる</li> <li>住民参加型ではないため、住民には実感が薄く取組内容が浸透しづらい</li> </ul>  |
| パターン | 自治会費増等による一括購入<br>自治会員が初期費用を分担し、太陽光発電設備を一括購入。大多数の自治会員の賛同が得られる場合は、例えば、自治会員の会費を購入年度に限り臨時値上げして費用を捻出。その特典として自治会費を次年度以降減額等で還元。原則全世帯が参加。       | <ul style="list-style-type: none"> <li>自治会に設置資金がなくても一括購入できる</li> <li>住民みんなで負担することにより、住民は環境活動に貢献している実感が得られる</li> <li>想定以上の売電が出来た場合、住民に負担以上の還元をすることができる</li> </ul>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>想定以下の売電の場合、住民に負担並の還元をすることが出来ず、損をさせてしまう可能性がある</li> </ul>   |
| パターン | 自治会費増等（希望者）による一括購入<br>パターンと同様の流れ。希望する一部の自治会員が参加。参加世帯数が少ない等の関係で、特典の自治会費の減額が大きくなり、自治会費を超える場合は、商品券等で還付。                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>自治会に設置資金がなくても一括購入できる</li> <li>負担した住民は、環境活動に貢献している実感が得られる</li> <li>想定以上の売電が出来た場合、負担した住民にパターンよりも大きな負担以上の還元をすることができる</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>負担住民の数が限られるため、自治会費の臨時値上げの額が大きくなる</li> <li>想定以下の売電の場合、住民に負担並の還元をすることが出来ず、パターンよりも大きな損をさせてしまう可能性がある</li> </ul>   |
| パターン | 任意組合負担(有志出資)による一括購入<br>自治会内の有志で任意組合(以下「組合」)を設立し、組合員による出資で太陽光発電設備を一括購入。太陽光パネルを組合から自治会館に貸与し、自治会館は関電からの売電収入で組合に使用料を支払い、組合員には使用料を原資に配当する仕組み | <ul style="list-style-type: none"> <li>自治会とは別団体を設立するため、従来の自治会運営に影響を与えない</li> <li>想定以上の売電が出来た場合、組合員にパターンよりも大きな負担以上の還元をすることができる</li> </ul>                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>任意組合出資の契約関係業務や配当業務等の組合運営のための業務が別途生じる</li> <li>自治会とは別団体のため、自治会館に設置した太陽光発電の売電収入を直接収入することが出来ず、組合と自治会館との使用契約を結ぶ必要がある</li> <li>契約書作成等の弁護士費用や、場合によっては会計・税務費用が別途生じる。</li> <li>想定以下の売電の場合、組合員に負担並の還元をすることが出来ず、パターンよりも大きな損をさせてしまう可能性がある</li> </ul> |

## 【参考資料 8】検討会の設置

### (1) 趣旨

淡路島を舞台にエネルギー自給率の向上を目指す「あわじ環境未来島構想」の一環として、豊富な太陽光を活用した住民出資型の太陽光発電設備等の導入の可能性を検討するため、検討会を設置した。

### (2) 構成員

野邑 奉弘 大阪市立大学大学院名誉教授（部会長）  
幡井 政子 淡路消費者団体連絡協議会会長  
磯崎 泰博 淡路島デザイン会議代表幹事  
西躰 和美 兵庫県企画県民部ビジョン課長  
春名 克彦 兵庫県農政環境部温暖化対策課長  
太田 吉人 兵庫県淡路県民局県民生活室環境参事  
小玉 浩嗣 兵庫県淡路県民局公園島企画室長  
渡邊 浩史 洲本市農林水産部次長兼農政課長  
橋本 浩嗣 南あわじ市市長公室次長  
山田 一夫 淡路市企画部企画総務課長  
前川 恭治 (財)淡路島くにうみ協会事務局長  
(アドバイザー) (株)スマートエネルギー管理本部長 岡田 育大(公認会計士)  
(事務局) (財)ひょうご環境創造協会環境創造部 (以上、敬称略)

### (3) 検討会の開催実績

第1回 平成23年8月23日 議題：検討会の設置、検討課題の整理等

第2回 平成23年11月14日 議題：事業スキームの検討、設置要綱の改正

平成23年10月21日に「あわじ環境未来島構想推進協議会」が発足したことに伴い、同協議会の住民出資型太陽光発電導入方策検討部会に位置づけられ、構成員に「(財)淡路島くにうみ協会事務局長」が加わった。

第3回 平成24年2月17日 議題：事業計画案の検討

第4回 平成24年3月26日 議題：検討結果の取りまとめ等

## あわじ環境未来島構想推進協議会住民出資型太陽光発電導入方策検討部会設置要綱

### (設置)

第1条 淡路島を舞台にエネルギー自給率の向上を目指す「あわじ環境未来島構想」の一環として、豊富な太陽光を活用した住民出資型の太陽光発電設備等の導入の可能性を検討するため、「あわじ環境未来島構想推進協議会住民出資型太陽光発電導入方策検討部会」(以下「検討会」という。)を設置する。

### (組織)

第2条 本会は、別表に掲げる構成員により構成する。

### (任期)

第3条 構成員の任期は、就任した日から平成24年3月31日までとする。

### (会長)

第4条 検討会に会長を置き、構成員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する検討会の構成員が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 検討会の会議は、会長が召集し、会長は、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第6条 検討会の会議は公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、検討会において公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1)情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号)第6条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合

(2)会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる場合

### (事務局)

第7条 検討会の事務局・庶務は、財団法人 ひょうご環境創造協会において行う。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し、必要な事項は会長が検討会に諮って定める。

### 附則

この要綱は、平成23年8月23日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成23年11月14日から施行する。